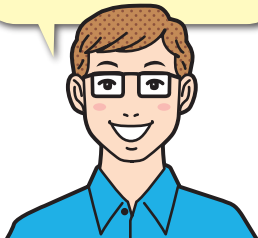


在外選挙の制度と手続について

- 毎月第一日曜日に日本人会館にて実施している領事臨時出張所(13時~17時)でも登録が可能です。日程変更の可能性もありますので大使館HPにて御確認ください。
- 2018年6月1日より日本の最終住所地の市区町村に転届届を提出する際に事前に登録申請が可能となりました。詳細については総務省HPを御確認ください。



同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。

※申請書と申出書は領事窓口または総務省のホームページから入手できます。

在外選挙登録資格

- ①満18歳以上で ②日本国籍を持っていて ③海外に3か月以上お住まいの方(出国時登録申請を除く)

登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、大使館、総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館などから住所確認の連絡を受ける

選挙人証の受取

用意する物



居住している事を証明できる書類

(在留届を提出済の方は不要です。)

※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため受取までに数か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます



大使館



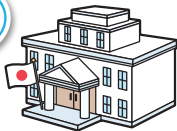
電話又は葉書



選挙人証

在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接派?



在外公館投票

直接日本大使館・総領事館(領事事務所)に向いて投票する方法。

郵便等投票

投票用紙等を事前に請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵送派?



国内派?



日本国内で投票

一時帰国した方や帰国直後で転届届を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

1. 平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。
2. 平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。

詳しくは、在シンガポール日本国大使館 TEL : 6235-8855 Mail: ryoji@sn.mofa.go.jp または 外務省 在外選挙 検索まで。

外務省